

議案第 32 号

公の施設の指定管理者の指定の変更について

新座市営墓園の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更する。

指定の期間「平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に変更する。

令和 3 年 2 月 22 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

平成 27 年 12 月 18 日に議決された新座市営墓園の指定管理者の指定の一部を変更したいので、この案を提出するものである。